

米子市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者 公募型プロポーザル実施要領

令和5年11月24日

1 趣旨

この要領は、米子市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者を、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり必要な事項を定めるものである。

2 補助事業の概要

(1) 事業名

米子市地域活動支援センター運営事業

(2) 内容

別紙1「米子市地域活動支援センター運営事業補助基準」（以下「補助基準」という。）のとおり

(3) 補助対象期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 補助対象数

3か所以内

(5) 補助金等の額

1か所当たりの補助金の額は、年間9,340,000円を上限とし、執行額は各年度予算の範囲とする。

3 参加資格条件

本事業のプロポーザルに参加できる者は、参加申込時において、法人格を有し、かつ、次の事項を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 地域活動支援センターの運営実績が概ね5年以上あること。または、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。なお、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

(3) 米子市の競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(6) 地域活動支援センターの設置・運営に当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び関係法令を遵守すること。

- (7) 事業者及びその代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(「以下暴力団という。」)及び同2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

4 参加資格の失格

次のいずれかに該当するときは、参加資格は失格するものとする。

- (1) 参加資格条件を欠くもの。
- (2) 提出書類に虚偽の申請があったと認められるもの。
- (3) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (4) 審査結果に影響を与えるような不正な行為があったもの。

5 参加申込に関すること

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

	書類名	様式番号	備考
1	参加申込書兼誓約書	様式第1号	
2	役員等調書兼照会承諾書	様式第1-2号	
3	参加資格に係る運営実績報告書	様式第2号	指定書の写しを添付
4	法人の定款	—	代表者名で原本証明を行うこと。
5	登記事項証明書	—	発行後3か月以内のもの
6	法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の各納税証明書	—	直近1年度分 発行後3か月以内のもの
	納税義務がない旨の申立書	様式第7号	

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和5年12月5日(火)午後5時

(4) 提出先

米子市福祉保健部障がい者支援課

〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地(米子市役所本庁舎1階9番窓口)

電話番号 0859-23-5547 FAX 0859-23-5393

(5) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、書留郵便で送付し、電話で到着の確認をとること。(期限必着)。

持参する場合は、閉庁日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く、各日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は午後5時まで)とする。

6 質問及び回答に関すること

プロポーザル実施要領への質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類
質問書（様式第3号）
- (2) 提出期限
令和5年12月8日（金）午後5時
- (3) 提出先
米子市福祉保健部障がい者支援課
電子メールアドレス shien@city.yonago.lg.jp
- (4) 提出方法
電子メールにより提出すること。なお、件名を「地域活動支援センター運営事業質問書（法人名）」とし、送信後は、電話連絡により受診確認を行うこと。
- (5) 質問に対する最終回答期限・方法
令和5年12月12日（火）午後5時までに市ホームページに掲載する。
- (6) 質問書における制限事項
次に掲げる事項に該当する質問は、一切受付けない。
ア 本プロポーザル実施要領及び本プロポーザル実施にかかる内容以外の質問
イ 質問書以外による質問（電話等による質問）

7 事業計画書等の提出依頼

参加申込者の参加資格の審査後、プロポーザルへの参加資格確認の結果及び事業計画書等の提出依頼を、令和5年12月13日（水）に電子メールにより通知する。

8 事業計画書等に関すること

- (1) 提出書類
事業計画書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

	書 類 名	様式番号
1	米子市地域活動支援センター運営補助事業計画書	様式第4号
2	米子市地域活動支援センター運営補助事業収支計画書	様式第5号

- (2) 提出部数
正本1部、副本7部（正本1部以外はコピー可）
- (3) 提出期限
令和5年12月27日（水）午後5時
- (4) 提出先
米子市福祉保健部障がい者支援課
〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地（米子市役所本庁舎1階9番窓口）
電話番号 0859-23-5547 FAX 0859-23-5393
- (5) 提出方法
持参すること。受付は、閉庁日を除く、各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(最終日は午後5時まで)とする。

なお、書類等の確認を行うので、事前に電話で提出日時の予約を入れた上で、参加者が直接提出すること。なお、代理人が提出する場合は、名刺等、参加者との関係が分かる書類を提示すること。

9 事業者の審査方法等

(1) 審査及び選定方法

本市において、「米子市地域活動支援センター運営事業プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、事業計画書及びプレゼンテーションの内容をもとに評価及び選定を行う。

参加事業者ごとに審査基準及び配点に基づき評価し、上位3者を補助対象事業者として選定する。

評価の結果、同点の者があった場合は、同点の者について、審査委員会の投票を行い、順位を決定する。また、審査委員会の出席委員の採点平均が55点未満の場合、又は、同じ審査項目に0点を付けた委員が複数名(2名以上)いる場合は、当該応募者を選定対象外とする。なお、申込者が1者の場合も選定を実施する。

(2) プレゼンテーションの実施

事前に提出された事業計画書をもとに、参加者がプレゼンテーションを行い、その内容を審査する。

ア 実施日時

令和6年1月中旬を予定 (正式な実施日時については、別途連絡する。)

イ 実施場所

別途連絡する。

ウ 所要時間等

30分以内(説明20分程度 質疑応答10分程度)

説明者は本事業運営時の管理者予定者又は業務担当者を含め3名以内とすること。パソコン等を接続できるプロジェクター、投影用スクリーンは本市において準備する。

エ 留意事項

事前に提出した事業計画書等を用いて説明すること。既に提出しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよい。ただし、追加案件は不可とする。

(3) 審査項目及び配点

別紙2「審査項目及び配点一覧」のとおり

(4) 結果通知

選考結果は決定後速やかにすべての参加事業者すべてに通知するとともに、米子市ホームページにて公表する。(令和6年1月下旬を予定)

(5) その他

プレゼンテーションは公開により実施するが、審査委員会は非公開とし、選定結果に係る経緯及び理由に関する問い合わせには応じないものとする。

10 辞退届

参加申込に関する書類を提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（第6号様式）を次のように提出すること。なお、すでに受理した書類は返却しない。

(1) 提出方法

持参又は郵送（期限必着）

(2) 提出期限

令和5年12月25日（月）午後5時

11 スケジュール

No.	内 容	期 限 等
1	プロポーザル実施要領の公表	令和5年11月24日（金）
2	参加申込受付期限	令和5年12月5日（火）午後5時
3	質問書の受付期限	令和5年12月8日（金）午後5時
4	質問に対する最終回答期限	令和5年12月12日（火）午後5時
5	参加資格確認結果通知及び事業計画書等提出依頼	令和5年12月13日（水）
6	事業計画書等の提出期限	令和6年12月27日（水）午後5時
7	辞退届の提出期限	令和5年12月25日（月）午後5時
8	プレゼンテーション審査の実施	令和6年1月中旬予定
9	選定結果の通知及び公表	令和6年1月下旬予定

12 その他留意すべき事項

- (1) 提出された事業計画書等は、返却しない。
- (2) 事業計画書等の作成及び提出に要する費用は、本プロポーザルに参加する者の負担とする。
- (3) 事業計画書等は、必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 提出された書類の変更は、原則として認めない。
- (5) 提案を取り下げる場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (6) 審査の途中経過、審査結果及び選定結果に対する質問及び異議申立て等はできない。

米子市地域活動支援センター運営事業補助基準

この基準は、米子市地域活動支援センター（以下、「センター」という。）運営事業において、補助を受ける事業者（以下、「補助対象事業者」という。）が事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

1 事業の目的

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号の規定に基づき、障がい者等（法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障がい児」という。）をいう。以下同じ。）が、地域において自立した生活を営むことができるよう、創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活又は社会生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うこと及び利用者の福祉の向上を図るために必要な業務を行うことを目的とする。

2 事業の内容

補助対象事業者は、自らが用意した場所において、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）並びに重層的支援体制整備事業実施要綱（令和3年6月15日付け子発0615第10号・社援発0615第2号・障発0615第1号・老発0615第1号厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・厚生労働省老健局長通知）に定めるセンターの基礎的事業に加え、地域活動支援センターⅢ型の事業を実施するものとし、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 機能

- ア 障がい者等の地域からの孤立を防ぐとともに、障がい者等が地域住民をはじめ様々な方と出会い、交流・活動できる場や居場所
- イ 障がいの有無にかかわらず、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活動の場を生み出すコーディネート機能

(2) 具体的な役割

ア 活動・交流の場

障がい者等が、日頃利用している障害福祉サービスの事業所の枠を超えて交流・活動ができる場として、活動の機会の提供・イベントの企画・運営を通じて、障がい者等の自主的活動を支援する。

イ 相談の場

障がい者等が、就労先や家庭での悩みや困りごとの相談ができる場として、相談に対応できる窓口を設け、必要に応じて関係機関につなぐ。

ウ 居場所、学び・体験の場

障がいの有無にかかわらず、地域において困っている方（障害福祉サービスに繋がっ

ていない方など)の一時的な居場所や学び・体験の場として、1人で安心して過ごすことのできるスペースの確保、体調に応じた創作的活動等の提供を通じて、就労など新たなことにチャレンジする意欲を引き出すよう支援する。

エ 地域住民とつながる場

利用者が、地域の住民や企業・学校など多様なつながりが創生できる場として、様々な創作的活動の機会の提供やイベントの企画・運営を通じて、地域住民との交流を促進し、さらに広がるよう働きかける。

オ 情報発信の場

障がい者等の地域活動にとって有益な情報を発信する場として、障がい者等の様々な交流、自主的活動に資する情報を定期又は不定期に発信することにより、障がいのあ
る方が、地域で心豊かに暮らすことができるよう支援する。

(3) 事業実施に当たっての留意事項

ア イベントについては、障がい者等と一般市民が交流できる内容となるよう創意工夫すること。

イ プログラムについては、障がい者等の趣味や余暇の充実を図るとともに、学びの機会を保障する取組となるよう創意工夫すること。

ウ 具体的なプログラムについては、創作活動や音楽活動、学習支援等の機会を提供するとともに、当事者自身の活動を支援するための場の提供やその他協力できる体制を整えること。

エ 他の団体や個人のグループが主催するイベントの案内など、障がい者等にとって有益な情報発信機能の充実に努めること。

3 事業の人員配置

補助対象事業者は、事業を行うため、次のとおり職員を配置するものとする。

(1) 2名以上専任の指導員を配置し、うち1名は常勤とする。

(2) 施設長を1名配置すること。なお、施設長は上記の常勤指導員との兼務のみ可とする。また、補助対象事業において上記の職員の他にセンター長を配置する場合は、当該施設長の職務に支障のない範囲で当該センター以外の職務に従事すること、又は他の事業、施設等の職務に従事することができるものとする。

(3) 施設長については、障がい者等の福祉の増進に熱意を有し、施設を適切に運営する能力を有する者とする。

4 事業実施場所

補助対象事業者は、障がい者等に配慮した施設、設備を整え、障がい者等の利便性が確保された場所にセンターを設置するものとする。

5 設置基準

センターの設置については、次の基準によるものとする。

(1) 10人程度の利用が可能な規模のものとする。

(2) 設備

ア 創作的活動の作業スペースや社会との交流スペースの場を備えていること。

イ 相談支援を行うために必要な設備を有し、利用者に対してプライバシーの配慮等、適

切な援助を行うことができる形態であること。

ウ 利用者が相互交流しやすいフリースペースの場を備えていること。

エ 保健衛生(新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策)及び安全が確保されており、消火設備その他の非常災害に際し必要な設備が設けられていること。

6 利用対象者及び利用人数

(1) 鳥取県西部圏域に住所を有し、かつ現に居住する障がい者等であって、センターの利用者として登録されていること。

(2) 1日当たりの実利用人数は概ね10人以上とする。なお、自立支援給付に基づく事業所に併設するセンターにあつては、半数以上が当該事業所の利用者以外の者となるように努めるものとする。

(3) センターが企画実施または参加するイベント等への参加者については、利用者登録者と別に集計し、利用人数に加えることができるものとする。

7 利用者登録

補助対象事業者は、利用を希望する障がい者等又はその家族からの申請に基づき、利用者登録を行うものとする。また、その登録状況については、登録者名簿を作成し、利用者の居住市町村に提出すること。登録者に変更があった場合は、その都度変更後の登録者名簿を作成の上利用者の居住市町村に提出すること。

8 利用料等

利用者の負担は、原則無料とする。

ただし、創作活動等における材料費等や飲食費その他の雑費等については自己負担として実費徴収することができる。

9 開所日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)及び、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、原則として土曜日及び日曜日を含めて週5日以上開所すること。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではないこと。

10 開所時間

原則として1日6時間以上開所すること。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではないこと。

なお、開所時間については、就労している者や日中活動支援サービスを利用している者が、センターを利用することが可能な時間が含まれるよう工夫すること。

11 補助金等

(1) 交付申請

補助対象事業者候補者に決定した事業者は、米子市補助金等交付規則(平成17年米子市規則第46号)第6条の規定により申請するものとする。

(2) 交付決定

補助対象とすることを決定すると、米子市補助金等交付規則第9条第1項の規定により通知する。

(3) 支払方法及び支払時期

ア 支払方法 概算払いとする。

イ 支払時期 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定後、補助金の交付決定額の2分の1に相当する額を、その残額については当該年度の9月に市長に対し請求するものとする。

市長は、請求から30日以内に補助金を交付する。

12 報告書等の提出

補助対象事業者は、下記に掲げるもの及び市からの求めに応じて業務の遂行状況に関し、必要な書類を提出することとする。

(1) 年度当初

ア 事業計画書（年間）

イ 収支予算書

(2) 毎月

支援体制及び事業実績報告書（以下「報告書」という。）。
報告書の提出は、当月分を翌月15日までに提出するものとする。

(3) 年度末

ア 事業報告書（年間）

イ 収支決算書

13 その他

(1) 事業の実施にあたっては、鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例（鳥取県条例第73条）を遵守すること。

(2) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と補助対象事業者で協議の上決定する。

米子市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者公募型プロポーザル

審査項目及び配点一覧

審査項目	審査基準	配点
1 事業運営に係る方針、実施体制		
応募理由、運営における理念・方針	地域活動支援センター運営事業を応募した動機及び事業を実施していくうえでの理念・方針は適切か	15
運営実績・収支計画の適応性	センターの運営に活かせる業務実績はあるか。 継続的に安定して運営することができるか。 収支計画は、提案内容に無理がなく実現可能な計画になっているか。	10
事業実施場所、設置基準、開所日、開所時間	事業実施場所は障がい者等に配慮した施設、設備であるか。 利便性が確保された場所に設置されるか。 開所日、開設時間は利用者のニーズを反映させたものになっているか。	10
職員の配置(職員の確保)及び職員の資質向上の取組	職員等の確保、配置計画、人材育成等の職員の資質向上の取組は適当であるか。	10
利用者確保の方法・定員充足の見込	センターの紹介方法、関係機関との連携等の取組は適切か。見込に具体的な根拠はあるか。	5
虐待防止及び危機管理の取組	障がい者虐待防止の取組、苦情処理体制、災害時の対応など、利用者の安全が確保されているか。	5
2 業務内容等		
業務の理解度	提案内容が、本市の求めるセンターの役割と機能を踏まえたものとなっているか	20
活動・交流の場	各役割が具体的で実現可能な内容となっているか。	5
相談の場		5
居場所や学び・体験の場		5
地域住民とつながる場		5
情報発信の場		5
合計（審査員1人持ち点）		100

※ 評価点は、「配点×評価」とする。

※ 評価は、A:優秀である(1.0)、B:満足できる(0.8)、C:平均的である(0.6)、D:物足りなさを感じる(0.4)、E:全く満足できない(0.2)とする。